

No.	質問内容	回答
1	賃貸借期間について 納品期日は令和 7 年 12 月 10 日(水)となっておりますが、賃貸借期間は、令和 8 年 1 月 1 日～令和 12 年 12 月 31 日（60 ケ月）という認識でよろしいでしょうか。 この場合、紙折り機の販売会社に対する検収日は令和 7 年 12 月 31 日となります。	賃貸借期間は令和 7 年 12 月 10 日から令和 12 年 12 月 9 日になります。 契約期間についても令和 7 年 12 月 10 日から令和 12 年 12 月 9 日になります。
2	契約期間満了時の紙折り機の処理について 満了後は、物件を返却する、延長する場合は再リースとして別途契約するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで相違ありません。
3		
4		
5		
6		
7		
8		